

# 令和3年度 年末年始の 交通事故防止運動

令和3年12月10日(金)～令和4年1月10日(月)

スローガン

## 『年末年始マナーアップで事故防止』



運動の重点

- ①早朝、夕暮れ時、夜間の交通事故防止**  
～「3(サン)ライト運動」「プラス1(ワン)運動」の展開～  
～横断歩道における歩行者保護意識の醸成～
- ②全ての座席のシートベルトとチャイルドシート、  
自転車利用時のヘルメット着用の徹底**  
～全席ベルト着用!!「します・させます」運動の展開～  
～かごしま自転車条例の理解促進～
- ③飲酒運転等の危険運転の防止**  
～「飲酒運転8(やっ)せん運動」の展開～  
～安全に停止できる速度と車間距離の保持～

鹿児島県交通安全県民運動推進協議会

(事務局：鹿児島県男女共同参画局暮らし共生協働課)

# 年末年始は、早朝、夕暮れ時、 夜間の交通事故が増加する傾向にあります。

## ドライバーの皆さんへ

- 日没 30 分前のライト点灯。対向車や先行車がない場合の上向きライト点灯、トンネル内でのライト点灯の「3 (サン) ライト運動」に取り組みましょう。
- 全席シートベルトの着用と、6 歳未満の幼児にはチャイルドシートを使用させる、『全席ベルト着用!!「します・させます運動」』に取り組みましょう。
- スピードは控えめに、車間距離を取りましょう。飲酒運転やあおり運転は絶対にやめましょう。
- 信号機のない横断歩道に歩行者がいたら必ず一時停止して、その通行を妨げないようにしましょう。



### 【飲酒運転 8 (やっ) せん運動】

- ・酒を飲んだら運転しません。
- ・運転するなら酒は飲みません。
- ・酒を飲んだ人には運転させません。
- ・酒を飲んだ人には車は貸しません。
- ・運転する人に酒はすすめません。
- ・酒を飲んだ人の車には同乗しません。
- ・使用者は、従業員に飲酒運転を命じたり、認めたりしません。
- ・酒を飲んだら自転車も乗りません。

## 歩行者の皆さんへ

- 「プラス 1 (ワン) 運動」に取り組みましょう。
  - ・道路を横断するときは道路中央付近でもう一度左側の確認をプラス 1 (ワン)
  - ・夜光反射材をプラス 1 (ワン)
  - ・明るい服装をプラス 1 (ワン)
- 横断歩道が近くにあるところでは、横断歩道を渡りましょう。



## 自転車を利用するの皆さんへ

- かごしま自転車安全利用五則を守りましょう。
  - ・自転車は、車道が原則、歩道は例外
  - ・車道は左側を通行
  - ・歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
  - ・安全ルールを守る
    - ◇飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
    - ◇夜間はライトを点灯
    - ◇交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
  - ・ヘルメット着用
- 自転車保険に必ず加入しましょう。(かごしま自転車条例第 11 条)

